

第二部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状整理

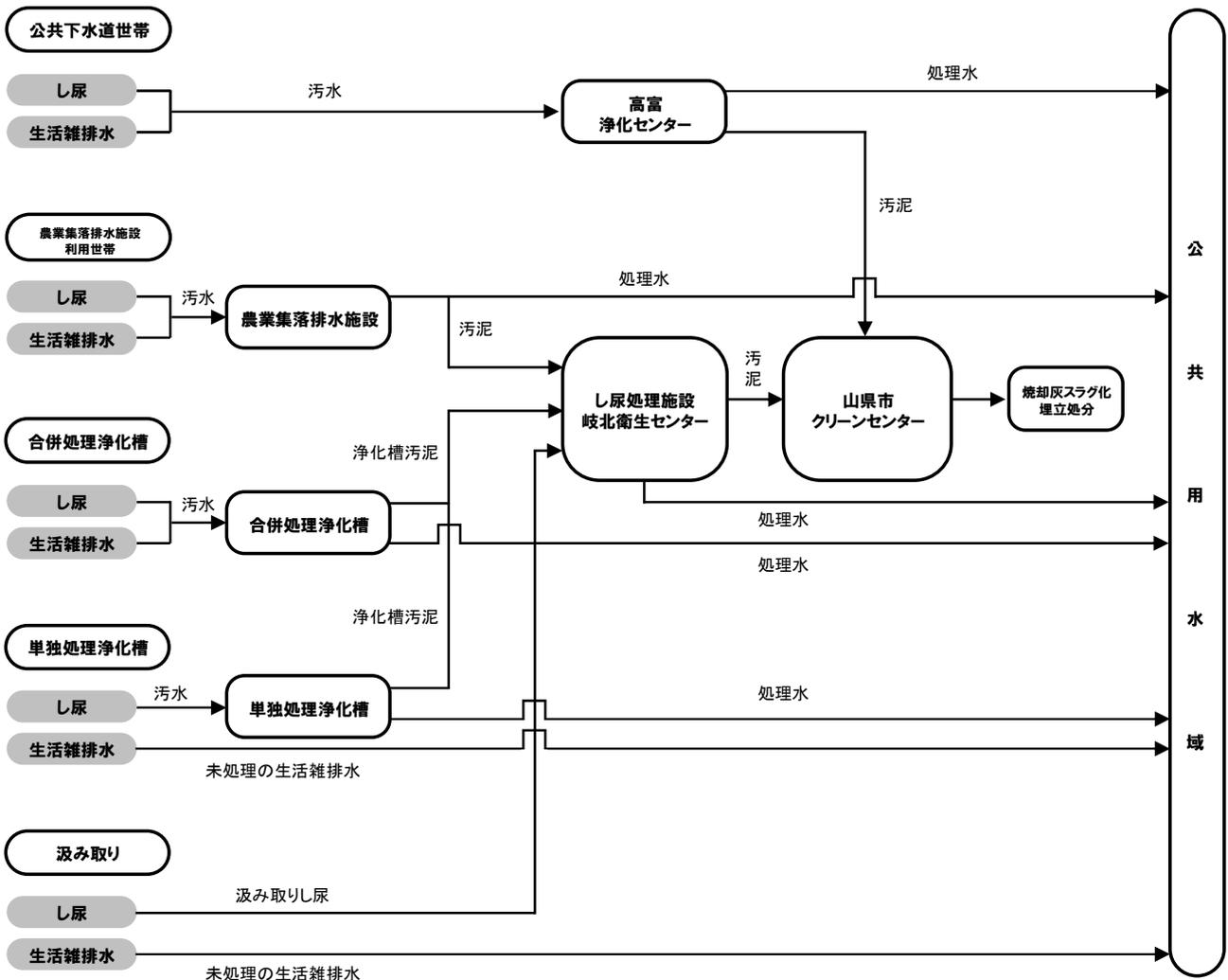
第1章 生活排水処理の現状整理

第1節 生活排水処理の概要

1. 生活排水処理フロー

一般的な生活排水処理フローを以下に示します。家庭から排出される生活排水の種類は、し尿と台所や洗濯などによって発生する生活雑排水に大別されます。本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽のいずれかに接続することにより、し尿・生活雑排水を適切に処理しています。公共下水道を経由したし尿、生活雑排水は高富浄化センターにて中間処理を行います。その後、処理水は公共用水域に放流され、汚泥等は山県市クリーンセンターにて焼却処理を行い、焼却灰は灰溶融炉でスラグ化し埋立処分を行っています。農業用集落排水施設、合併処理浄化槽で処理されたし尿、生活雑排水の処理水は、公共用水域に放流され、汚泥等は岐北衛生センターにて中間処理を行った後、汚泥等は山県市クリーンセンターにて焼却処理を行い、焼却灰は灰溶融炉でスラグ化し埋立処分を行っています。

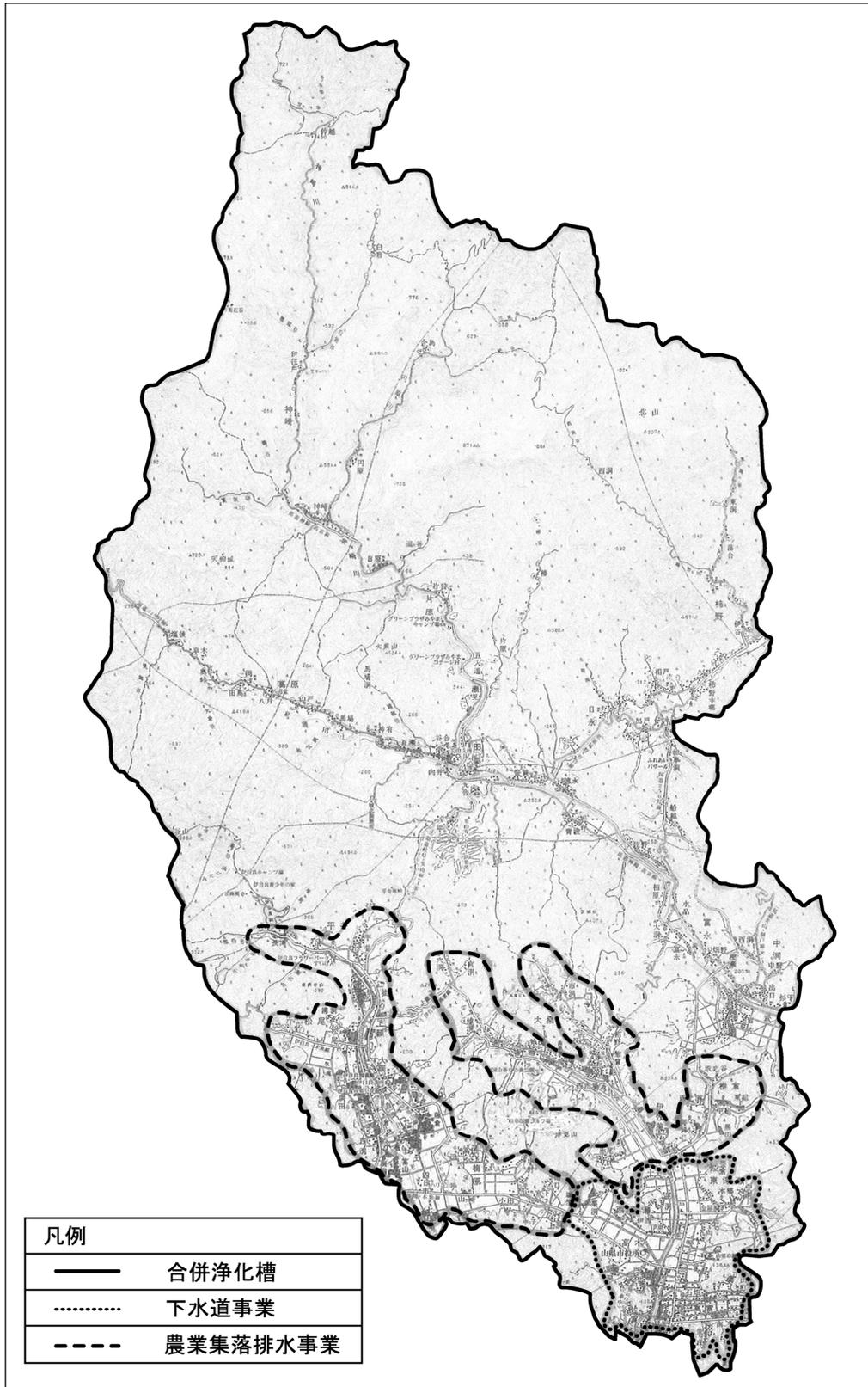
■ 図 2-1-1 生活排水処理フロー



2. 生活排水関係施設の整備状況

生活排水関係施設の整備図を以下に示します。

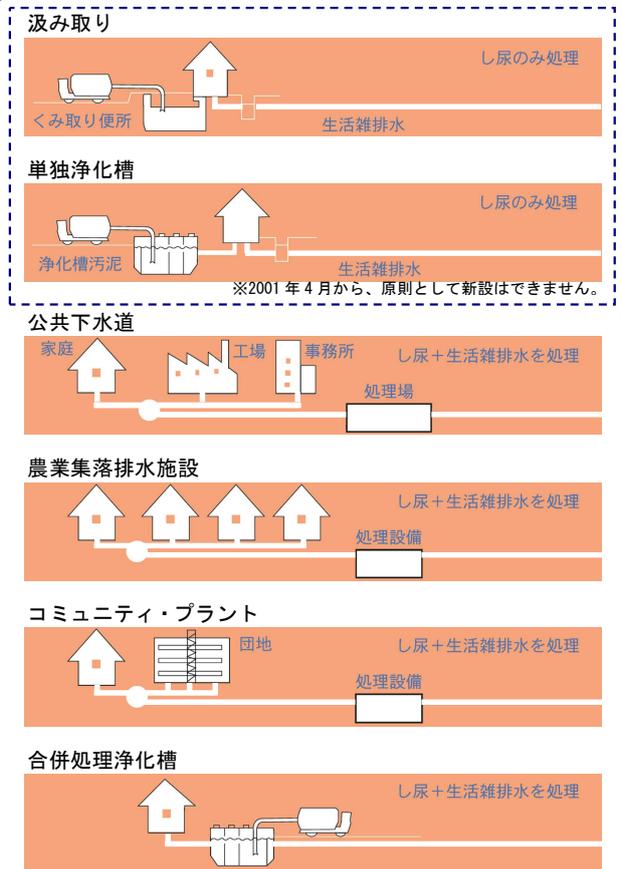
■ 図 2-1-1 生活排水関係施設整備図（令和2年度）



※下水道事業区域については整備計画図

コラム⑦ 生活排水の行く先

■生活排水の行く先



生活雑排水はそのまま河川などへ

処理した水が河川などへ

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から出る排水のことを言います。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水と言います。

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽では、処理した水が河川などへ流れますが、汲み取り、単独浄化槽では生活雑排水はそのまま河川などへ流れていきます。

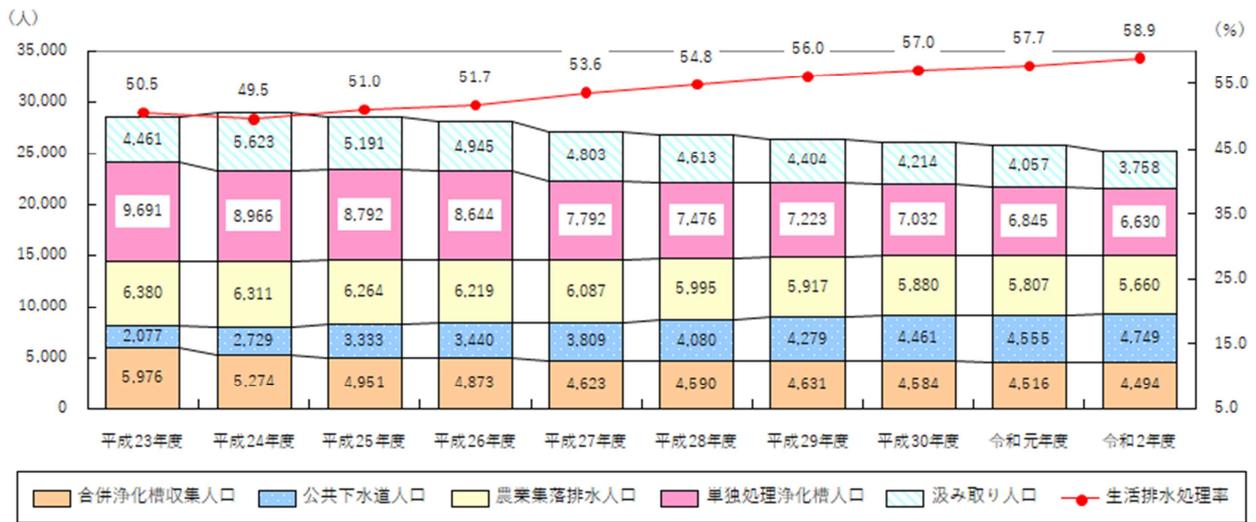
参考：環境省 生活排水読本

第2節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口を以下に示します。令和2年度における計画処理区域内人口は25,291人となっており、処理形態別人口では、単独処理浄化槽人口が最も多く6,630人、次いで農業集落排水人口が5,660人などとなっています。また、水洗化・生活雑排水処理人口を計画処理区域内人口で割った生活排水処理率は、令和2年度で58.9%となっています。経年変化でみると、公共下水道人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽人口については減少傾向にあります。また、これに伴い生活排水処理率も増加傾向にあります。

■図 2-1-2 生活排水処理形態別人口



■表 2-1-1 生活排水処理形態別人口

単位：(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口	28,585	28,903	28,531	28,121	27,114	26,754	26,454	26,171	25,780	25,291
水洗化・生活雑排水処理人口	14,433	14,314	14,548	14,532	14,519	14,665	14,827	14,925	14,878	14,903
合併浄化槽収集人口	5,976	5,274	4,951	4,873	4,623	4,590	4,631	4,584	4,516	4,494
公共下水道人口	2,077	2,729	3,333	3,440	3,809	4,080	4,279	4,461	4,555	4,749
農業集落排水人口	6,380	6,311	6,264	6,219	6,087	5,995	5,917	5,880	5,807	5,660
単独処理浄化槽人口	9,691	8,966	8,792	8,644	7,792	7,476	7,223	7,032	6,845	6,630
汲み取り人口	4,461	5,623	5,191	4,945	4,803	4,613	4,404	4,214	4,057	3,758
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：(%)

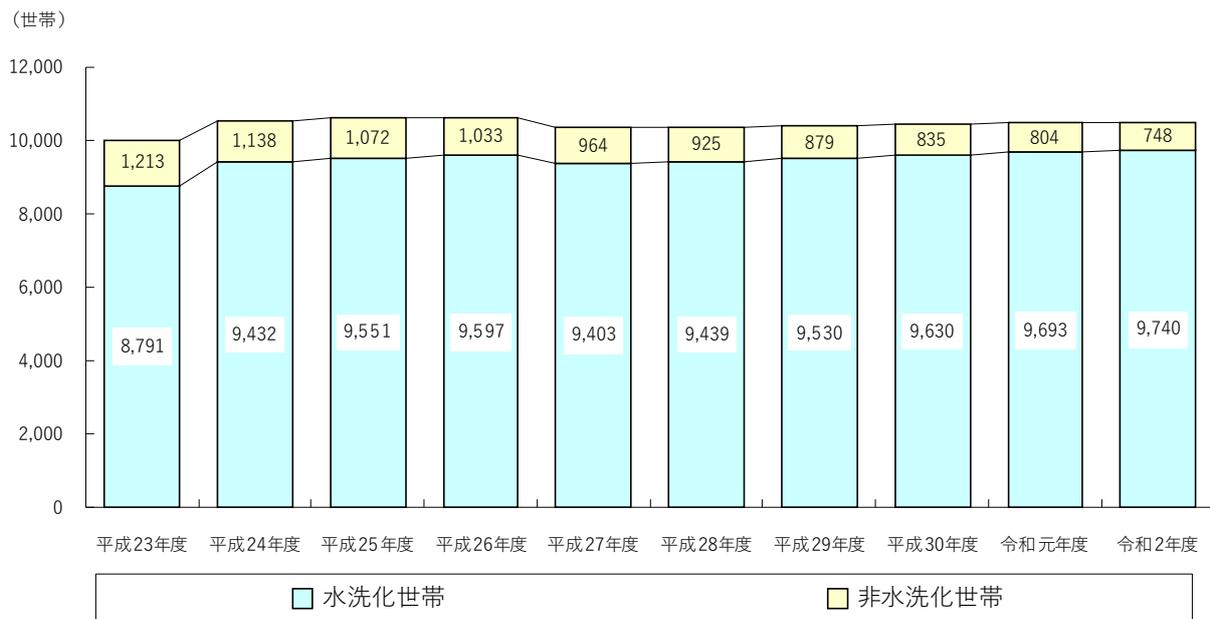
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活排水処理率	50.5	49.5	51.0	51.7	53.6	54.8	56.0	57.0	57.7	58.9

※各年度10月1日現在

※生活排水処理率は、し尿、生活雑排水が全て処理されている人口（公共下水道人口、農業集落排水人口、合併浄化槽人口）の計画処理区域人口に対する比率

※山県市、岐北衛生センター

■ 図 2-1-3 生活排水処理形態別世帯



■ 表 2-1-2 生活排水処理形態別世帯

単位：(世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	10,004	10,570	10,623	10,630	10,367	10,364	10,409	10,465	10,497	10,488
水洗化世帯	8,791	9,432	9,551	9,597	9,403	9,439	9,530	9,630	9,693	9,740
非水洗化世帯	1,213	1,138	1,072	1,033	964	925	879	835	804	748

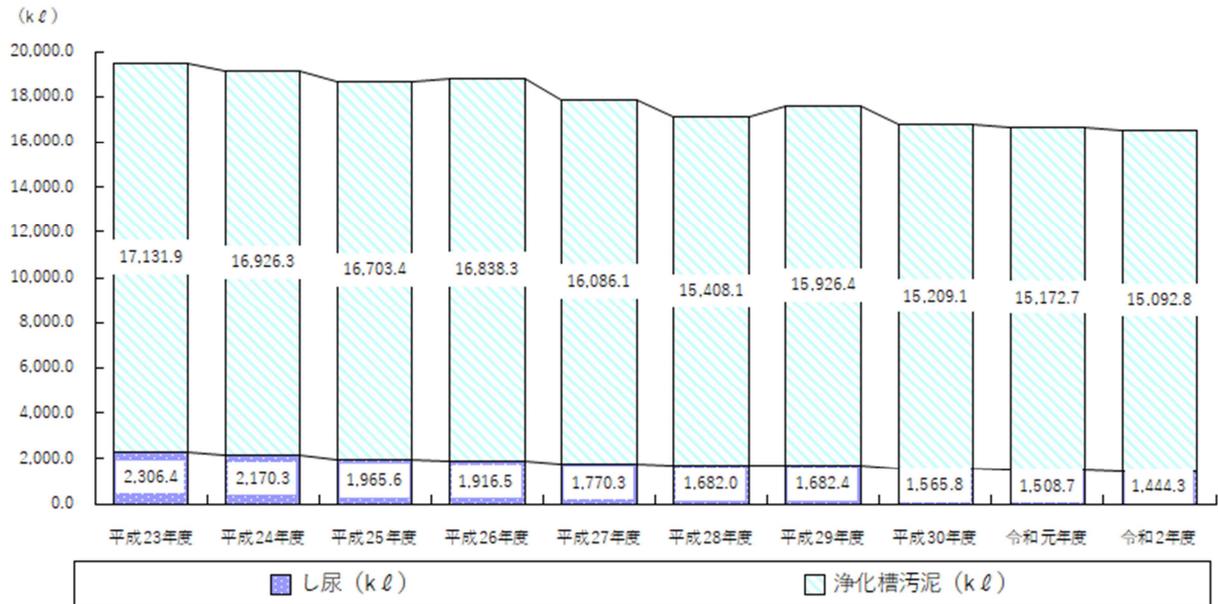
※非水洗化世帯（汲み取り世帯） 岐北衛生センター

※合計 市民環境課

2. し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市のし尿・浄化槽汚泥の排出状況を以下に示します。令和2年度のし尿・浄化槽汚泥量は17208.2kℓ、その内し尿が1503.1kℓ、浄化槽汚泥が15705.1kℓとなっています。経年変化でみると、し尿は減少傾向にあります。

■図 2-1-4 し尿・浄化槽汚泥量の実績



■表 2-1-3 し尿・浄化槽汚泥量の実績

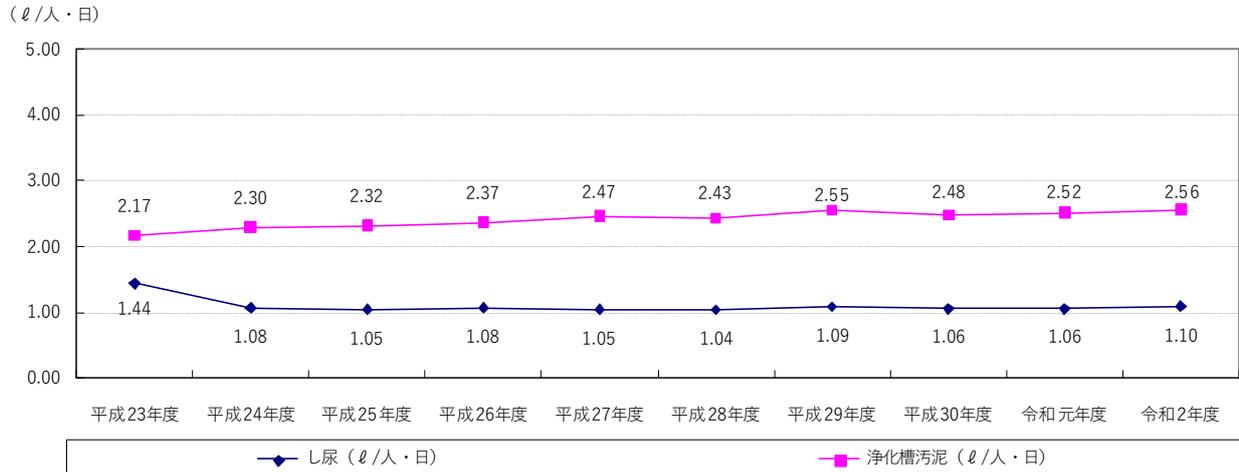
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿 (kℓ)	2,306.4	2,170.3	1,965.6	1,916.5	1,770.3	1,682.0	1,682.4	1,565.8	1,508.7	1,444.3
浄化槽汚泥 (kℓ)	17,131.9	16,926.3	16,703.4	16,838.3	16,086.1	15,408.1	15,926.4	15,209.1	15,172.7	15,092.8
農業集落排水 (kℓ)	4,505.4	4,495.3	4,524.5	4,529.3	4,346.5	4,308.0	4,283.0	4,374.7	4,381.8	4,376.8
合計 (kℓ)	19,438.3	19,096.6	18,669.0	18,754.8	17,856.4	17,090.1	17,608.8	16,774.9	16,681.4	16,537.1

※岐北衛生センター

3. 一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市の一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥の排出状況を以下に示します。令和2年度のし尿排出量は1.10ℓ/人・日、浄化槽汚泥排出量は2.56ℓ/人・日となっています。経年変化でみると、一人一日あたりし尿排出量及び浄化槽汚泥量はほぼ横ばいにあります。

■図 2-1-5 一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥排出量



■表 2-1-4 一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥排出量

単位：(ℓ/人・日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿 (ℓ/人・日)	1.44	1.08	1.05	1.08	1.05	1.04	1.09	1.06	1.06	1.10
浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)	2.17	2.30	2.32	2.37	2.47	2.43	2.55	2.48	2.52	2.56

※一人一日あたりし尿排出量=し尿排出量 (ℓ/人・日) *1,000/非水洗化人口 (汲み取り人口) (人) /365 (日)

※一人一日あたり浄化槽汚泥排出量 (ℓ/人・日) =浄化槽汚泥排出量 (ℓ) *1,000/ (合併浄化槽収集人口+農業集落排水人口 +水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人) /365 (日)

※岐北衛生センター

第3節 収集・運搬の状況

1. 収集・運搬体制

本市では、し尿（高富・伊自良地域1社、美山地域2社）・浄化槽汚泥（高富・伊自良地域1社、美山地域3社）ともに許可業者のみで収集・運搬を行っています。収集されたし尿・浄化槽汚泥は岐北衛生センターに搬入されています。

第4節 中間処理の状況

1. 中間処理体制

本市における中間処理施設概要は以下の通りです。

■表 2-1-5 中間処理施設概要

名 称	岐北衛生センター	
所 在 地	岐阜県山県市岩佐 1786 番地	
竣 工	昭和 61 年 11 月	
処 理 能 力	70kℓ／日（し尿 56kℓ／日、浄化槽汚泥 14kℓ／日）	
処 理 方 式	主処理	高負荷脱窒素処理方式 (IZ ジェットエアレーションシステム)
	高度処理	凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
	汚泥処理	IZ 離脱液＋凝集沈殿汚泥→脱水
	臭気処理	高 濃 度：生物処理 ：酸・アルカリ次亜洗淨＋活性炭吸着 中・低濃度：酸・アルカリ次亜洗淨＋活性炭吸着
希釈水の種類	地下水	
放 流 先	武儀川（1級河川）	

※岐北衛生センター

■表 2-1-6 公共下水道の施設概要（高富浄化センター）

名 称	高富浄化センター	
所 在 地	岐阜県山県市高木 1330 番地	
供 用 開 始	平成 20 年 4 月	
処 理 能 力	4,250 m ³ ／日（2池）（平成 22 年度末）	
処 理 方 式	主処理	高度処理オキシデーショングイッチ法 ＋凝集剤添加
	汚泥処理	機械脱水→場外搬出
希釈水の種類	地下水	
放 流 先	準用河川 三田又川	

※山県市

■表 2-1-7 農業集落排水施設概要

区分	地区	事業年度	敷地面積 (㎡)	処理方式	計画処理人口 (人)	処理能力 (㎡ ³ /日)
赤尾クリーンセンター	赤尾	平成2年度～平成5年度	953	JARUSⅢ型 流量調整槽前置型 嫌気性ろ床槽 併用接触ばっ気方式	530	143
梅原クリーンセンター	梅原	平成5年度～平成9年度	1,187	JARUSⅢ型 流量調整槽前置型 嫌気性ろ床槽 併用接触ばっ気方式	1,610	435
伊自良左岸地区 クリーンセンター	伊自良左岸	平成6年度～平成10年度	2,886	オキシデーション ディッチ方式	2,980	805
伊自良右岸地区 クリーンセンター	伊自良右岸	平成8年度～平成12年度	1,394	連続流入間欠ばっ気方式 +鉄溶液注入	1,590	430
大桑クリーンセンター	大桑	平成9年度～平成11年度	2,029	JARUSXⅣ96型鉄液注入 連続流入間欠ばっ気方式	2,200	594
桜尾クリーンセンター	桜尾	平成12年度～平成14年度	2,113	JARUSXⅣ型 連続流入間欠ばっ気方式	1,670	451

※山口市

第5節 最終処分の状況

1. 最終処分体制

本市における最終処分場施設概要は以下の通りです。

■表 2-1-8 最終処分場施設概要

名称	山口市クリーンセンター 最終処分場	
所在地	岐阜県山口市谷合字杉坂地内	
敷地面積	11,000 ㎡	
竣工	平成10年3月	
埋立方式	セル方式	
埋立面積	7,200 ㎡	
埋立容量	26,000 ㎡ ³	
浸出水(汚水) 処理施設	処理水量	25 ㎡ ³ /日
	処理方式	生物処理+高度処理方式流入・流量調整+生物処理(接触ばっ気) +重金属処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌

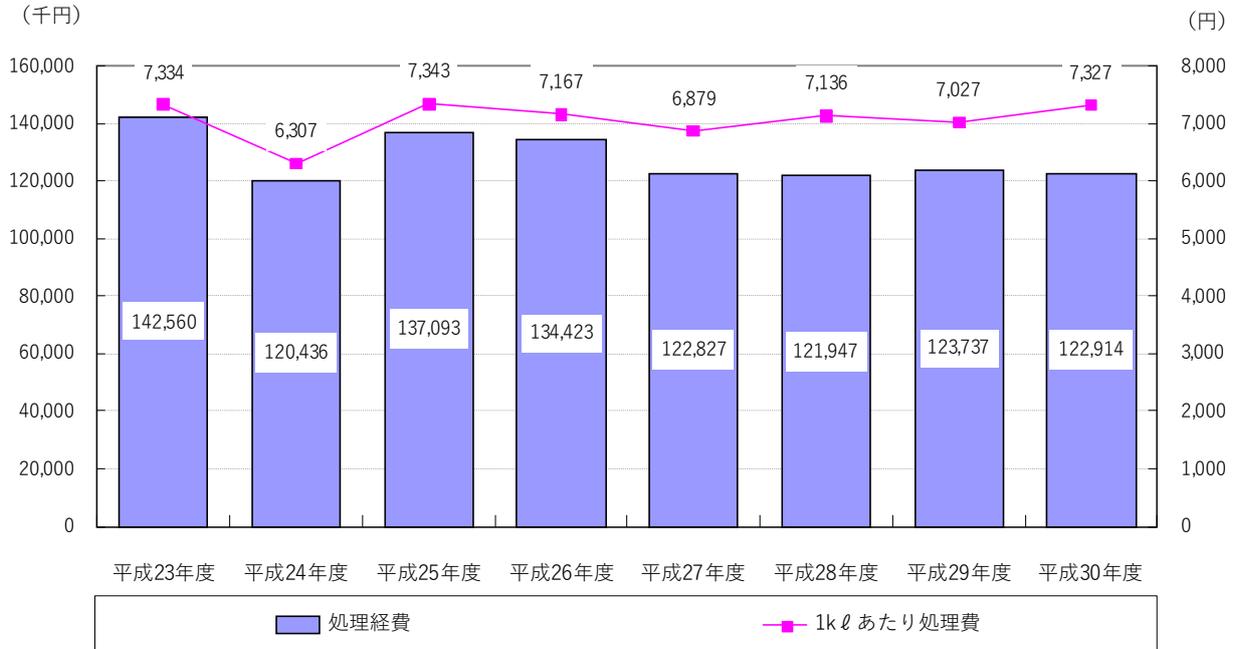
※山口市クリーンセンター

第6節 生活排水処理経費

1. 生活排水処理経費

本市の過去8年間の生活排水処理経費を以下に示します。平成30年度の生活排水処理経費は、122,914(千円)となっており、1kℓあたり処理費は7,038円となっています。

■ 図 2-1-6 生活排水処理経費



■表 2-1-9 生活排水処理経費

区分/年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
歳 出 (千 円)	建設改良費 工事費	収集・運搬施設	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	0		
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0	0	0	0		
		小計	0	0	0	0	0	0	0		
	調査費	0	0	0	0	0	0	0	0		
	建設改良費組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0		
	処理及び維持管理費 委託費	人件費	9,175	8,272	9,578	8,331	8,344	7,573	7,616	7,419	
		処理費	収集・運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0
		車両等購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	
		委託費	収集・運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0
			中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0
			最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0			
組合分担金	133,385	112,164	127,515	126,092	114,483	114,374	116,121	115,495			
調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	142,560	120,436	137,093	134,423	122,827	121,947	123,737	122,914			
その他	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計（生活排水処理経費）	142,560	120,436	137,093	134,423	122,827	121,947	123,737	122,914			
1kℓあたり処理費（円/ kℓ）	7,204	6,195	7,240	7,074	6,635	6,858	6,759	7,038			

※環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

第7節 課題の整理

1. 下水道整備

本市の生活排水処理率は、令和元年度で57.7%となっており、全国の平均値91.7%、岐阜県の平均値92.9%に比べ低い数値となっています。生活排水による汚濁負荷量は、し尿よりも生活雑排水の方が大きいため、水質改善の面からも、未処理のまま公共用水域へ放流される生活雑排水への対応が課題となります。

また、本市の公共下水道の水洗化率は、令和元年度で17.7%となっており、全国の平均値79.7%、岐阜県の平均値76.8%に比べ極端に低い数値となっています。市街化区域での整備を効率的に推進するとともに、下水道等の整備地区内における未接続世帯について早期の接続を促していくことが重要です。

2. 浄化槽

現在、単独浄化槽の新設置は禁止されていますが、旧来の単独処理浄化槽からの生活雑排水が流出していることなどが水質汚濁の原因となっています。合併処理浄化槽への切り替えを推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を図るよう、指導していく必要があります。

3. 収集・運搬

公共下水道の普及によりし尿処理施設への搬入量は、今後減少傾向をとるものと予想されます。そのため、より効率的な収集・運搬の方法や収集量の平準化について検討する必要があります。

コラム⑧ BOD

水の汚れの度合いを表す指標のひとつに、BODがあります。これは、微生物が水の汚れを分解するときを使う酸素量のことです。値が大きくなるほど汚れていることを示します。水中の酸素が使われて少なくなってしまうと、悪臭の発生や、魚の大量窒息死などの問題が発生するため、BODが高い水を流さないようにしなくてはなりません。

■生活排水の分類と1人1日あたりの負荷割合

生活排水 BOD 43g/人・日	生活雑排水 約70% (30g)	台所からの排水	約40% (17g)
		風呂からの排水	約20% (9g)
		洗濯からの排水その他	約10% (4g)
	し尿	約30% (13g)	

参考：環境省 生活排水読本

コラム⑨ 生活排水とBOD

普段私たちが生活排水としてなにげなく流しているものには、どのくらいのBODがあるのでしょうか。もっともBODの高い使用済みの天ぷら油では、魚がすめる水質にするにはバスタブ20杯分の水が必要になります。

このため、特に汲み取り世帯や単独処理世帯では、生活雑排水は未処理のまま河川などに放流されるため、下水道への接続や合併浄化槽の設置を進めていかなければなりません。

■生活排水とBOD

これを流すと	水がこれだけ汚れる	魚がすめる水質 (BODが5mg/l以下) にするには	
-	BOD (g)	バスタブ (300l) 何杯分	
天ぷら油 使用済み	(20ml)	30	20
マヨネーズ 大さじ1杯	(15ml)	20	13
牛乳 コップ1杯	(200ml)	16	11
ビール コップ1杯	(180ml)	15	10
みそ汁(じゃがいも) お椀1杯	(180ml)	7	4.7
米のとぎ汁(1回目)	(500ml)	6	4
煮物汁(肉じゃが) 鉢	(100ml)	5	3.3
中濃ソース 大さじ1杯	(15ml)	2	1.3
シャンプー 1回分	(4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1回分	(4.5ml)	1	0.67

参考：環境省 生活排水読本

第2章 将来予測

第2章 将来予測

第1節 推計方法

1. 推計方法

生活排水処理形態別人口については、現行の生活排水処理基本計画の数値を考慮し算出しました。自家処理人口については現状0であり、今後も0であると設定しました。

また、し尿・浄化槽汚泥量については、それぞれの一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥排出量の平成23年度～令和2年度の平均値を算出し、各生活排水処理形態別人口に掛け合わせて算出しています。

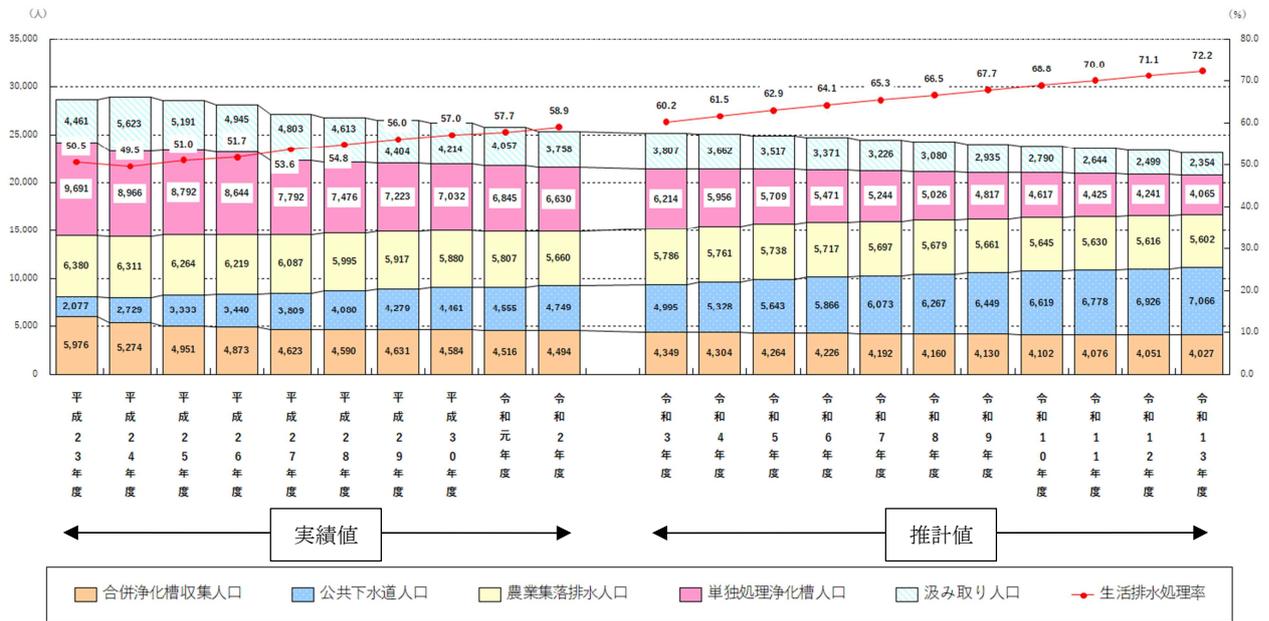
第2節 将来予測

1. 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口及び生活排水処理形態別世帯の予測の結果を以下に示します。

本市の生活排水処理形態別人口は、公共下水道人口が増加傾向にあり、合併浄化槽人口、農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口、汲み取り人口が減少傾向にあります。5年後の令和8年度では、合併浄化槽人口が4,160人、農業集落排水人口が5,679人、単独処理浄化槽人口が5,026人、非水洗化人口が3,080人、目標年度である令和13年度では、合併浄化槽人口が4,027人、農業集落排水人口が5,602人、単独処理浄化槽人口が4,065人、汲み取り人口が2,354人と推計されます。

■図 2-2-1 生活排水処理形態別人口の予測



■表 2-2-1 生活排水処理形態別人口の予測

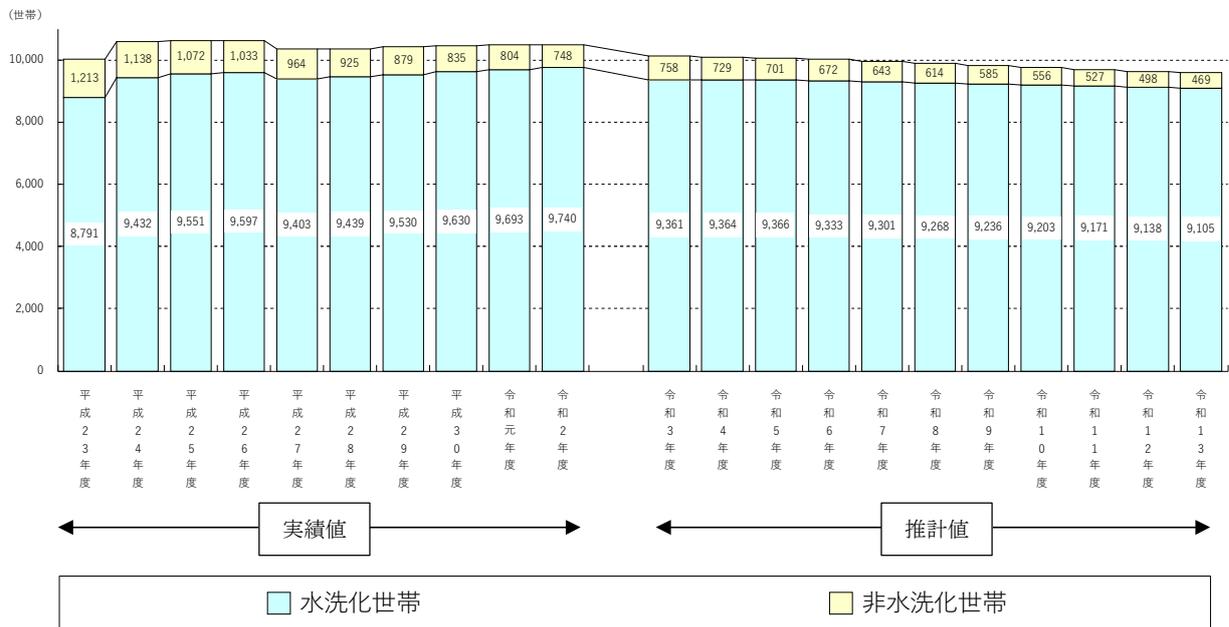
単位：(人)

項目	実績										予測	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
計画処理区域内人口	28,585	28,903	28,531	28,121	27,114	26,754	26,454	26,171	25,780	25,291	24,212	23,114
水洗化・生活雑排水処理人口	14,433	14,314	14,548	14,532	14,519	14,665	14,827	14,925	14,878	14,903	16,106	16,695
合併浄化槽収集人口	5,976	5,274	4,951	4,873	4,623	4,590	4,631	4,584	4,516	4,494	4,160	4,027
公共下水道人口	2,077	2,729	3,333	3,440	3,809	4,080	4,279	4,461	4,555	4,749	6,267	7,066
農業集落排水人口	6,380	6,311	6,264	6,219	6,087	5,995	5,917	5,880	5,807	5,660	5,679	5,602
単独処理浄化槽人口	9,691	8,966	8,792	8,644	7,792	7,476	7,223	7,032	6,845	6,630	5,026	4,065
汲み取り人口	4,461	5,623	5,191	4,945	4,803	4,613	4,404	4,214	4,057	3,758	3,080	2,354
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：(%)

項目	実績										予測	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
生活排水処理率	50.5	49.5	51.0	51.7	53.6	54.8	56.0	57.0	57.7	58.9	66.5	72.2

■ 図 2-2-2 生活排水処理形態別世帯の予測



■ 表 2-2-2 生活排水処理形態別世帯の予測

単位：(世帯)

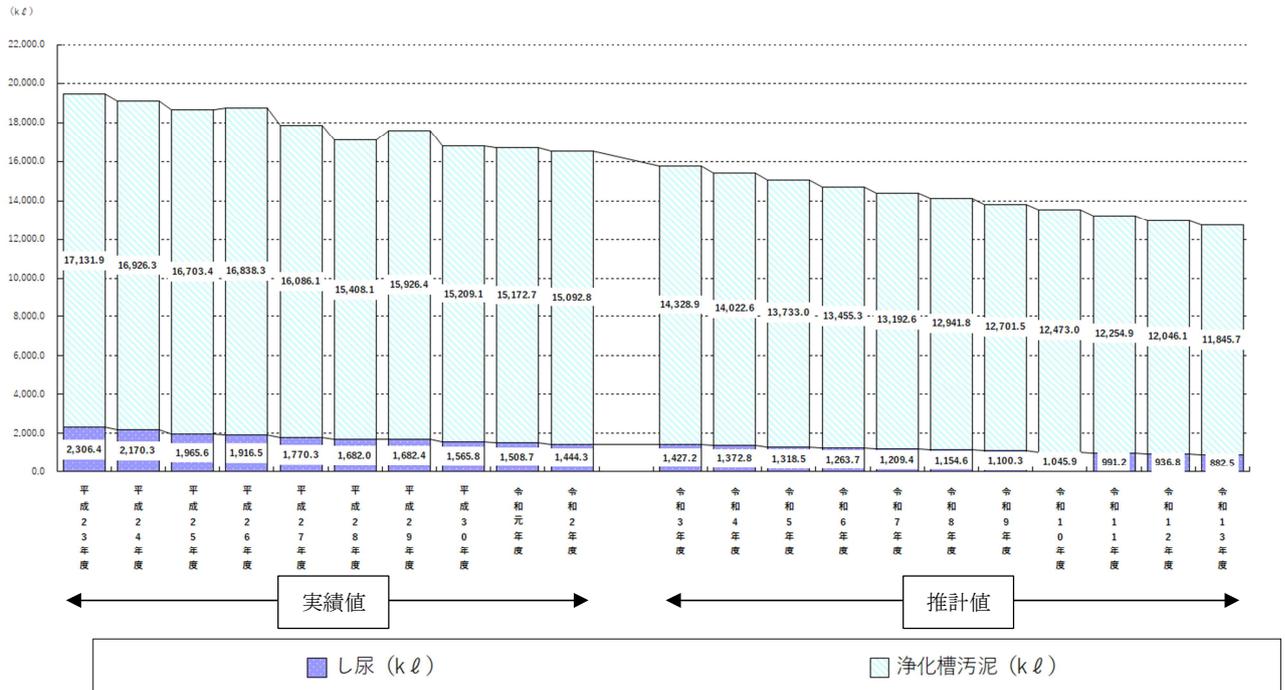
項目	実績										予測	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
合計	10,004	10,570	10,623	10,630	10,367	10,364	10,409	10,465	10,497	10,488	9,882	9,574
水洗化世帯	8,791	9,432	9,551	9,597	9,403	9,439	9,530	9,630	9,693	9,740	9,268	9,105
非水洗化世帯	1,213	1,138	1,072	1,033	964	925	879	835	804	748	614	469

2. し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥量の予測の結果を以下に示します。

本市のし尿・浄化槽汚泥量は減少傾向にあり、5年後の令和8年度では、し尿が1,154.6kℓ、浄化槽汚泥量が12,941.8kℓと推計され、目標年度である令和13年度ではし尿が882.5kℓ、浄化槽汚泥量が11,845.7kℓと推計されます。

■図 2-2-4 し尿・浄化槽汚泥の予測



■表 2-2-4 し尿・浄化槽汚泥の予測

単位：(kℓ)

項目	実績										予測	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
し尿(kℓ)	2,306.4	2,170.3	1,965.6	1,916.5	1,770.3	1,682.0	1,682.4	1,565.8	1,508.7	1,444.3	1,154.6	882.5
浄化槽汚泥(kℓ)	17,131.9	16,926.3	16,703.4	16,838.3	16,086.1	15,408.1	15,926.4	15,209.1	15,172.7	15,092.8	12,941.8	11,845.7
農業集落排水(kℓ)	4,505.4	4,495.3	4,524.5	4,529.3	4,346.5	4,308.0	4,283.0	4,374.7	4,381.8	4,376.8	4,218.7	4,161.5
合計(kℓ)	19,438.3	19,096.6	18,669.0	18,754.8	17,856.4	17,090.1	17,608.8	16,774.9	16,681.4	16,537.1	14,096.4	12,728.2

第3章 基本方針

第3章 基本方針

第1節 基本方針

1. 基本理念

本市は、市域の8割以上を占める森林や1級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホタルやイワザクラなどの希少動植物の生息できる環境の維持に努めることは最重要課題であることから、下水道事業計画との整合を図りながら、自然環境に配慮した生活排水の適正な処理に努めてきました。

しかし、生活排水による河川や農業用排水路の水質汚濁及び悪臭が問題となっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このようなことから、生活排水を適正に処理することは非常に重要であり、市民の水質保全に関する意識向上を図り、その協力のもと、市民・事業者・行政が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善と、自然環境の保全を図り、清流を守り続ける必要があります。

また、河川の水質保全・向上は本市だけでなく、下流地域に住む住民にとっても有益となります。

河川の恩恵を受け、その流域に住むすべての市民の快適な生活の実現のため、生活排水の適正な処理を推進します。

以上の点を重視し、基本理念を以下のように設定します。

基本理念

河川環境の保護による快適な生活環境の構築

—自然から生まれた水が、もとの自然に還っていけるように—

2. 基本方針

基本理念を踏まえ、具体化するための方向性として、各施設について以下の基本方針を定めます。

基本方針

1

生活排水処理施設の整備

中心部の都市化された地域及び都市化が見込まれる地域の生活排水については、下水道施設により処理することとし、普及・拡大に向けた整備を早急に行っていきます。また、農業振興地域では、農業集落排水施設などにより処理し、農業集落排水施設にて整備された本管に面していない土地及び集落の形態をなしていない分散している家屋については、各戸による合併処理浄化槽により処理することとし、地域の状況に応じた適切な処理の推進を行います。

基本方針

2

一人ひとりの意識向上とそのための啓発

市民一人ひとりが、生活排水の河川に及ぼす影響を理解し、負荷の少ない排水方法を習慣化していく必要があります。

そのためにも、行政が啓発活動を行い、普及を進めていきます。

基本方針

3

流域内の連携・近隣市町村との協力

河川の水質保全のためには、重点区域として指定されている区域全体での取り組みが重要となります。

上流から下流にかけての、情報交換や協力体制を構築していきます。

第2節 達成目標

1. 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針の達成のため、本市のおおむね全ての生活排水を農業集落排水施設、公共下水道施設並びに合併処理浄化槽で処理することを目標とし、本市の実情に合わせた処理施設の整備を推進していきます。

現在本市の令和2年度の生活排水処理率は58.9%となっています。現行の生活排水処理基本計画及び下水道整備計画との整合性を図り、令和8年度までに66.5%以上に、令和13年度には72.2%以上に向上することを目標とします。

達成目標 1 生活排水処理率

- 令和8年度までに66.5%以上に向上
- 令和13年度までに72.2%以上に向上

第4章 基本計画

第4章 基本計画

第1節 生活排水処理の主体

1. 生活排水処理の主体

本市における生活排水の処理主体及び生活排水関係施設の事業概要を以下に示します。

■表 2-4-1 本市における生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	処理主体
公共下水道	本市
農業集落排水	本市
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	一部事務組合

■表 2-4-2 一般的な生活排水関係施設の事業概要

処理施設の種類の種類	対象となる排水の種類	計画人口	事業の進め方	対象区域	対象区域
公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水 雨水等	10,000人以上	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 既成都市中心部 都市住宅等の開発地域 流域下水道幹線がある都市 	主として市街地
特定環境保全公共下水道		1,000～10,000人	自然公園、水源地と農村漁村の集落の整備を行う。	緊急に水環境に対する汚濁負荷を軽減すべき集落発展地域	公共下水道のうち、主として市街化区域以外
流域下水道		(第1種) 15万人以上 当分の間は 10万人以上 (第2種) 3万人以上 15万人未満	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 公共下水道を建設していない都市が近接している地域 	2以上の市町村区
農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	1,000人程度以下	農業振興地域の集落の面整備を行う。	農業振興地域に集落が発達している地域	農業振興地域内の集落
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	—	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。	—	—
単独処理浄化槽	し尿	—	新設の禁止。 (合併処理浄化槽の原則、義務付け)	—	—
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	—	—	—	—

第2節 基本計画

1. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とし、下水道処理区域及びその他の区域とします。

2. 施設整備計画の概要

本市では、公共下水道事業高富処理区において、平成15年度から下水道整備を開始し、平成20年4月には第1期整備区域（88ha）の供用を開始しました。

現在は、第2期整備区域（152ha）の整備を平成24年度に完了、第3期整備区域（97ha）の整備を平成30年度に完了し、平成30年8月には全体（349ha）の供用を開始しています。

下水道及び合併浄化槽の整備計画を以下に示します。

■表 2-4-3 施設整備計画

区分		計画処理人口	整備予定年度
合併処理浄化槽		4,027人 (大型合併処理浄化槽で補助対象外の施設は含まない)	平成15年度～令和13年度
下水道	認可計画（令和6年度）	12,500人	-
	全体計画（令和7年度）	12,120人	-

※全体計画とは、最終的な公共下水道整備計画であり、その区域や整備人口、及び汚水量などを策定したものです。

※認可計画とは、全体計画の内、概ね5～7年間で具体的な事業実施区域について、国又は県の許可（認可）を受けて、現在工事を進めている区域計画のことです。

第3節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬区域

収集・運搬の範囲は、現状と同様に本市の行政区域全域とし、原則的には公共下水道等の供用区域は除くものとしますが、供用区域内の未接続世帯については収集対象とします。

2. 収集・運搬方法

収集・運搬の方法は、現状と同様に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施することとし、浄化槽の清掃に伴い生じた汚泥の運搬については、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム車を用いる方法で行うものとします。

収集対象物の排出量の変化などに合わせ、より安定した収集・運搬を行っていきます。

第4節 中間処理計画

1. 中間処理方法

中間処理の方法については、現状と同様に行うものとします。し尿と浄化槽汚泥の搬入割合の変化に対応し、適正処理を行うものとします。

第5節 最終処分計画

1. 最終処分方法

中間処理の方法については、現状と同様に行うものとします。し尿処理施設において脱水汚泥焼却・熔融した後にできる熔融スラグについても本市の最終処分場において埋立処分するものとします。

第6節 その他の計画

1. 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知・徹底を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。また、台所での対策等、家庭で実施可能な対策については、地域毎の集会等を通じて周知していきます。

浄化槽については、法定検査の完全実施、定期的な保守点検・清掃管理について、広報等を活用し意識の高揚を図るものとします。

2. 地域に関する諸計画との連携

生活排水に係る諸施策の推進にあたっては、下水道計画等の関連施設整備計画との整合を図るとともに、排出する市民・事業者の日常のライフスタイルや、行動が大きな影響を与えることから、市民・市の協働のもと進めていきます。

コラム⑩ 暮らしの中でできる生活排水対策

●台所では・・・

- ・食事や飲み物は必要な分だけ作り、飲み物は飲みきれ分だけ注ぎます。
- ・食器を洗う前に、油汚れなどは拭き取ります。
- ・水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。
- ・残った油を継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。
- ・米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。
- ・食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

●お風呂では・・・

- ・髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。
- ・シャンプー、リンスは適量を守りましょう。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります。(衛生上、すすぎは水道水で)

●洗濯では・・・

- ・洗剤は計量スプーンでしっかり測って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。
- ・くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ

●トイレでは・・・

- ・トイレは使用後こまめに掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使って掃除する回数は少なくて済みます。

参考：環境省 生活排水読本

